

沖縄県 SDGs 推進方針

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和元（2019）年 11 月 29 日

沖 縄 県

目次

1	推進方針を策定する背景	1
	(1) 国際連合における 2030 アジェンダの採択	1
	(2) SDGs に関する国の取組	3
2	推進方針の目的とビジョン	4
	(1) 推進方針の目的	4
	(2) 本県が目指すビジョン	4
	1) 沖縄 21 世紀ビジョンの基本理念	5
	2) 沖縄 21 世紀ビジョンの将来像	6
3	本県における SDGs 推進の基本的な方向	7
	(1) 基本的な方向	7
	(2) SDGs 推進における視点	9
	(3) 推進方針の期間	9
	(4) 推進体制と方策	9
	1) 沖縄県 SDGs 推進本部の設置	9
	2) 国との連携	9
	3) 市町村との連携	10
	4) ステークホルダーとの連携	10
	5) SDGs の普及啓発	10
	(5) フォローアップ	10
4	基本施策一覧	11
	(参考資料)	
	沖縄 21 世紀ビジョン基本計画と SDGs の関係表	28
	SDGs ターゲット一覧	40

1 推進方針を策定する背景

(1) 国際連合における「2030 アジェンダ」の採択

グローバル経済下においては、地球規模で人やモノ、資本が移動しており、一国の経済危機が他国へと瞬時に連鎖すると同様、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して、深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような状況を踏まえ、先進国と開発途上国が共に取り組むべき、国際社会の普遍的な目標として、2015（平成 27）年 9 月の国連総会で、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下「2030 アジェンダ」）が採択されました。

2030 アジェンダでは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取組を目指しており、その中で、誰一人として取り残さない（leave no one behind）を基本理念とし、17 のゴールと 169 のターゲットで構成される持続可能な開発目標（SDGs）が示されています。

SDGs の 17 のゴール

※169 のターゲットは参考資料参照

	【目標 1】 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	【目標 2】 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	【目標 3】 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	【目標 4】 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	【目標 5】 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	【目標 6】 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>【目標 7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>【目標 8】 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>【目標 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>10 人や国の不平等を なくそう</p>	<p>【目標 10】 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>【目標 11】 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【目標 12】 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>【目標 13】 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>【目標 14】 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>【目標 15】 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>【目標 16】 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	<p>【目標 17】 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

(出典：外務省 HP、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ仮訳)

(2) SDGs に関する国の取組

2030年アジェンダの採択を受け、国の関係行政機関における相互の緊密な連携を図り、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が、2016（平成28）年5月に内閣に設置されました。

2016（平成28）年12月には、日本が2030アジェンダの実施にかかる重要な挑戦に取り組むための国家戦略として、「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」が同推進本部において決定されました。

実施方針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとし、関係府省庁一体となって、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくための優先課題や個別施策等を定めています。

実施方針における優先課題は、2030アジェンダに掲げられている、People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ）で構成される5つのPに対応し、以下の8つに分類されている。

People（人間）

1. あらゆる人々が活躍する社会の実現
2. 健康・長寿の達成

Prosperity（繁栄）

3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

Planet（地球）

5. 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

Peace（平和）

7. 平和と安全・安心社会の実現

Partnership（パートナーシップ）

8. SDGs 実施推進の体制と手段

2 推進方針の目的とビジョン

(1) 推進方針の目的

国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」においては、SDGs を全国的に実施するために、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠としており、地方自治体における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGs の要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs 達成に向けた地方自治体の取組を促進することとされております。

一方、「沖縄21世紀ビジョン」とSDGsの基本理念等は重なる部分が多いことから、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げた将来像の実現を目指す方向性とSDGs達成に寄与する方向性は大きく重なるものと考えております。

そのため、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向け、全県的な全SDGsの推進にあたって、基本的な考え方や方向性等を「沖縄県SDGs推進方針」として決めました。

(2) 本県が目指すビジョン

本県は、2010（平成22）年3月に「沖縄21世紀ビジョン」を策定しております。同ビジョンは、広く県民意見を集約し、審議会において議論を重ね、子ども達の笑顔が常に絶えない、希望と優しさに満ちた豊かな社会となることを願い、県民全体で共有する沖縄の2030年を目途とする将来像として取りまとめられています。

同ビジョンの基本理念及び将来像は、SDGsの理念「leave no one behind（誰一人取り残さない）」、17のゴール（貧困をなくそう、健康、平和、気候変動対策、イノベーション、海を守ろう、陸をまもろう、パートナーシップ等）と、多くの重なる場所があります。

本県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向け、SDGsを推進することで、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展を目指していきます。

1) 沖縄21世紀ビジョンの基本理念

このビジョンでは「あるべき姿」「ありたい姿」として、めざすべき5つの将来像が示されています。その将来像から「自然や歴史、伝統、文化の大切さ」、「交流と共生」、「平和と豊かさ」、「自立」等の価値観が導き出され、それを基礎に据え基本理念が定められています。

(基本理念)

21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、
**“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな
「美ら島」おきなわ”**を創造する。

(時代を切り拓く)

県民一人ひとりが今の時代を創り、次の時代を切り拓く主人公であることを自覚し、生きがい感じ、自立の精神に則り、明日に向かって意欲的に前進していく気運に溢れる社会を創造する。

(世界と交流する)

県民一人ひとりが、交流の主体としての可能性を自覚し、多様な交流を展開することによる魅力あふれる社会を創造する。

(支え合う)

人間の幸せの源泉の多くは、人と人のつながりの中にある。
‘イチャリバチヨーデー’（出会えば人は皆兄弟）や‘ユイマール’（共同作業など相互に助け合う伝統的な習慣）など、沖縄の伝統に根ざす人と人とのつながりを大切にする社会を創造する。

(平和)

歴史を踏まえ、平和を発信していく。我が国の平和の創造に貢献するため、アジア・太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、文化、環境対策など多様な安全保障を創造していく場として、地域特性を発揮していく。

(豊かさ)

アジアのダイナミズムという時代潮流を捉え、我が国の発展の一翼を担う地域としての可能性を追求する。

(美ら島 —自然—)

沖縄の自然は、天賦の貴重な贈り物であることを認識し、豊かな自然を守り、次の世代、さらに次の世代へ送りつなげる。

また、「沖縄21世紀ビジョン」の中で、ビジョンの実現に向けては、「県民との協働」、「企業との協働」、「市町村との協働」、「ユイマールの新たな仕組みづくり」を位置づけ、全ての県民が課題と目標を共有しながら取組を進めることが重要であるとしており、パートナーシップに関する位置づけがされています。

2) 沖縄21世紀ビジョンの将来像

① 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島



自然環境の保全と再生
世界に誇れる環境モデル地域の形成
独特の歴史、伝統、文化の復興と想像
沖縄らしい風景・景観とまちづくり

② 心豊かで、安全・安心に暮らせる島



健康・長寿の復活
安全・安心な暮らしの実現（子育て、福祉、医療、災害対応、治安等）
個性豊かな地域社会づくり

③ 希望と活力にあふれる豊かな島



21世紀の「万国津梁」の実現（アジア太平洋諸国とともに成長）
地域に根ざした産業の振興
沖縄を牽引する新しい産業の育成
雇用の創出と人材の確保
離島力の発揮
基地返還跡地の活用
資金の確保

④ 世界に開かれた交流と共生の島



外交における沖縄の役割の発揮
国際交流と共生のネットワークづくり
科学の振興と世界への協力・貢献
平和の発信の世界平和への貢献

⑤ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島



人間形成を重視する教育
個性を育む教育
沖縄の活力を生む人材の育成

3 本県における SDGs 推進の基本的な方向

(1) 基本的な方向

SDGs の理念や目標は、「沖縄 21 世紀ビジョン」の基本理念や将来像等と重なるところが多く、同様の方向性であることから、同ビジョンの将来像の実現に向けた取組として SDGs を推進します。

そのため、同ビジョンに基づき策定された「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の計画期間（2022（令和 4）年 3 月まで）において、同計画を基本として SDGs を推進することとし、推進方針は国や社会情勢の動向等に応じて見直しを行います。

2022（令和 4）年から始まる新たな振興計画においては、SDGs の理念や施策等を盛り込む方向で検討を行うとともに、新たな振興計画を踏まえ、新たに推進方針を策定します。

また、各分野別計画の推進にあたっては、推進方針を踏まえるとともに、計画の策定又は改定等にあたっては、原則として、SDGs の要素を最大限反映することとします。

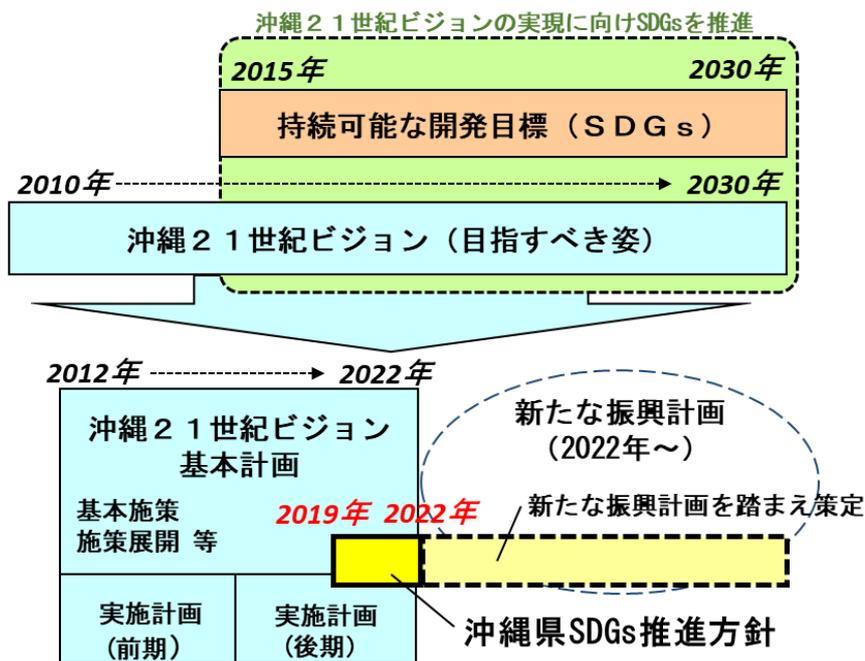


図 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画等と推進方針の関係

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画では、ビジョンの 5 つの将来像を実現するための以下の 2 つの基軸を設定し、5 つの将来像ごとに体系化した 36 の「基本施策」及び 121 の「施策展開」により構成しています。

基軸1 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築

基軸2 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築

沖縄21世紀ビジョン基本計画はビジョンの将来像の実現に向けた施策等の基本的な考え方を定めており、施策等を定める実施計画の方向性を示すものです。そのため、同計画の計画期間である2022（令和4）年3月までの期間は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の36の「基本施策」を推進方針の「基本施策」として位置づけるとともに、今後、重要な取組や新たな課題への対応など、SDGsの推進に向けた施策を充実させていきます。

**将来像Ⅰ 沖縄らしい自然と歴史、
伝統、文化を大切にする島**

基本施策

- 1 自然環境の保全・再生・適正利用
- 2 持続可能な循環型社会の構築
- 3 低炭素島しょ社会の実現
- 4 伝統文化の保全・継承及び
新たな文化の創造
- 5 文化産業の戦略的な創出・育成
- 6 価値創造のまちづくり
- 7 人間優先のまちづくり

**将来像Ⅱ 心豊かで、安全・安心に
暮らせる島**

基本施策

- 1 健康・長寿おきなわの推進
- 2 子育てセーフティネットの充実
- 3 健康福祉セーフティネットの充実
- 4 社会リスクセーフティネットの
確立
- 5 米軍基地から派生する諸問題及び
戦後処理問題の解決
- 6 地域特性に応じた生活基盤の
充実・強化
- 7 共助・共創型地域づくりの推進

将来像Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島

基本施策

- 1 自立型経済の構築に向けた
基盤の整備
- 2 世界水準の観光リゾート地の形成
- 3 情報通信関連産業の
高度化・多様化
- 4 アジアと日本の架け橋となる
国際物流拠点の形成
- 5 科学技術の振興と
知的・産業クラスターの形成
- 6 沖縄の魅力や優位性を生かした
新たな産業の創出
- 7 亜熱帯性気候等を生かした
農林水産業の振興
- 8 地域を支える中小企業等の振興
- 9 ものづくり産業の振興と
地域ブランドの形成
- 10 雇用対策と多様な人材の確保
- 11 離島における定住条件の整備
- 12 離島の特色を活かした
産業振興と新たな展開
- 13 駐留軍用地跡地の有効利用の推進
- 14 政策金融の活用

将来像Ⅳ 世界に開かれた交流と共生の島

基本施策

- 1 世界との交流ネットワークの形成
- 2 国際協力・貢献活動の推進

**将来像Ⅴ 多様な能力を發揮し、
未来を拓く島**

基本施策

- 1 沖縄らしい個性を持った
人づくりの推進
- 2 公平な教育機会の享受に向けた
環境整備
- 3 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実
- 4 国際性と多様な能力を涵養する
教育システムの構築
- 5 産業振興を担う人材の育成
- 6 地域社会を支える人材の育成

図 沖縄県 SDGs 推進指針における基本施策
(沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策)

(2) SDGs 推進における視点

本県の SDGs の推進にあたっては、統合的な視点（経済・社会・環境の三分野の関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的に解決する視点）とバックキャストの視点（目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える視点）から、関係部局の密な連携により施策を展開していく必要があります。

また、自らの取組に加え、県民、企業、各種団体など、多様なステークホルダーの主体的な取組を促進し、連携しながら、県民参加型の SDGs を推進することが重要です。

(3) 推進方針の期間

推進方針の期間は、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の計画期間である 2022（令和 4）年 3 月までとし、国の動向や社会情勢の動向を踏まえ、適宜、見直しを検討します。

2022（令和 4）年度以降は、新たな振興計画を踏まえ、新たに推進方針の見直しを検討します。

(4) 推進体制と方策

1) 沖縄県 SDGs 推進本部の設置

SDGs 推進にあたり、知事を本部長とし、各部局長で構成する「沖縄県 SDGs 推進本部」を設置し、全庁的に SDGs を推進します。

同推進本部の下、関係部局の連携を促進し、統合的な SDGs の推進を目指します。

2) 国との連携

国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」では、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映するとしています。さらに、SDGs 実施のための府省庁毎又は各府省庁横断的な取組を推進していくための政策誘導として、必要に応じた関係制度改革の検討や、適切な財源確保に努めるとしています。

SDGs 推進にあたっては、各種制度を活用する等、国と連携しながら効果的に施策を推進します。

3) 市町村との連携

市町村は、住民に身近な施策を数多く展開しており、その推進にあたっては、県も市町村と連携・協力を行いながら取り組んでいます。

SDGs の全県的な展開においては、市町村との連携が必須であることから、県の取組や県内外の動向などの情報共有や連携した取組などを促進します。

4) ステークホルダーとの連携

ステークホルダーとの連携に向けて、沖縄県は SDGs 推進の旗振り役として、普及啓発や理解促進に向けた取組を展開するとともに、自ら率先して SDGs を推進しながら、県民、企業、各種団体等との連携を促進していきます。

SDGs の推進を全県的に展開するため、市町村や経済界、有識者、NPO など、多様なステークホルダーが、情報交換や交流を促進し、連携しながら SDGs を推進していく体制を構築します。

5) SDGs の普及啓発

全県的な SDGs の展開を実現するためには、広く県民が認識し、県民一人ひとりが、「自分ごと」として取り組む環境が必要なことから、普及啓発に積極的に取り組みます。

また、県の SDGs 推進を促進するため、県職員の理解を深めるとともに、市町村に向けた取組も推進します。

SDGs との関連性が高いイベント等における SDGs の情報発信や刊行物、パンフレット等における SDGs のロゴや関連するアイコンを積極的な活用により、普及啓発に繋がります。

県が自ら実施する普及啓発に加え、SDGs に取り組む企業や団体等とのパートナーシップによる普及啓発を推進します。

(5) フォローアップ

SDGs の各施策のフォローアップは、基本的に沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に関する PDCA と一体的に行います。

4 基本施策一覧

将来像Ⅰ 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
1-(1) 自然環境の保全・再生・適正利用			
<p>人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努めるほか、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組めます。また、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図ります。</p>	ア 生物多様性の保全	  	2.4 3.9
	イ 陸域・水辺環境の保全	  	4.7 6.3
	ウ 自然環境の再生	  	11.6 12.4
	エ 自然環境の適正利用	 	13.2 14.1
	オ 県民参画と環境教育の推進		15.1 15.2
			17.17
1-(2) 持続可能な循環型社会の構築			
<p>沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが3Rを実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築します。</p>	ア 3Rの推進	 	6.1 7.a
	イ 適正処理の推進	 	9.4 12.4
			12.5 14.1
1-(3) 低炭素島しょ社会の実現			
<p>世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、クリーンエネルギーなどの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進し、温室効果ガスの排出が少ない地域経済社会を形成します。また、低炭素社会の実現に向けた先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を図ります。</p>	ア 地球温暖化防止対策の推進	  	3.6 6.6
	イ クリーンエネルギーの推進	  	7.2 8.9
	ウ 低炭素都市づくりの推進	  	9.1 11.2
			12.5 13.1
			15.1
			17.7

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
1-(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造			
<p>沖縄の風土と伝統に根ざした個性豊かな文化の形成を図るため、沖縄文化の源流を確認できる環境づくりに努めるとともに、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤の形成に取り組むほか、魅力的な沖縄文化の発信・交流に取り組み、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとりと安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できる地域社会を形成します。</p>	<p>ア 沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり</p> <p>イ 文化の担い手の育成</p> <p>ウ 文化活動を支える基盤の形成</p> <p>エ 文化の発信・交流</p>	    	<p>4.4</p> <p>4.7</p> <p>8.9</p> <p>9.2</p> <p>11.4</p> <p>17.17</p>
1-(5) 文化産業の戦略的な創出・育成			
<p>地域文化資源の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるほか、エンターテインメント性など新たな魅力が備わった文化を創造し、文化資源を戦略的に産業化に結びつけ、文化振興と経済的成果が循環されたクリエイティブアイランド沖縄を形成します。</p>	<p>ア 文化資源を活用したまちづくり</p> <p>イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興</p> <p>ウ 文化コンテンツ産業の振興</p>	   	<p>4.7</p> <p>8.9</p> <p>9.2</p> <p>11.3</p>
1-(6) 価値創造のまちづくり			
<p>沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める礎にするとともに、花と緑にあふれる潤いある県土の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進します。</p>	<p>ア 沖縄らしい風景づくり</p> <p>イ 花と緑あふれる県土の形成</p>	      	<p>2.4</p> <p>6.6</p> <p>8.9</p> <p>11.3</p> <p>11.7</p> <p>13.1</p> <p>14.2</p> <p>15.1</p>

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
1-(7) 人間優先のまちづくり			
<p>高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせる環境づくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組みます。</p>	<p>ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進</p> <p>イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進</p> <p>ウ 人に優しい交通手段の確保</p>	      	<p>3. 6</p> <p>8. 9</p> <p>9. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. 2</p> <p>11. 3</p> <p>13. 1</p> <p>16. 6</p>

将来像Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
2-(1) 健康・長寿おきなわの推進			
<p>男女とも平均寿命日本一を取り戻し、「健康・長寿おきなわ」を維持継承するため、沖縄の食文化の優れた面や風土・コミュニティの良さを再評価し、県民一人ひとりが健康意識を高め、県民一体となった健康づくりの取組や食育の推進を図り、健康で生き生きとした生活習慣の定着を促進します。</p> <p>また、県民の健康な体づくりを促す生涯スポーツや競技スポーツ及びスポーツコンベンションを推進し、「スポーツアイランド沖縄」の形成を目指します。</p>	<p>ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進</p> <p>イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成</p>	        	<p>2. 2</p> <p>3. 4</p> <p>4. 7</p> <p>8. 1</p> <p>9. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. 3</p> <p>12. b</p> <p>17. 17</p>

基本施策				
	展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
2-(2) 子育てセーフティネットの充実				
	<p>沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、関係機関との連携を充実し、母子保健の充実、保育所入所待機児童の解消等に向けた地域における子育て支援、仕事と生活の調和やひとり親家庭への支援、子ども・若者の育成支援、要保護児童等への支援、子どもの貧困対策に取り組み、子育てセーフティネットを整備します。</p>	<p>ア 母子保健、小児医療対策の充実</p> <p>イ 地域における子育て支援の充実</p> <p>ウ 子ども・若者の育成支援</p> <p>エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援</p> <p>オ 子どもの貧困対策の推進</p>		<p>1.2</p> <p>3.1</p> <p>4.1</p> <p>8.1</p> <p>10.2</p> <p>11.7</p> <p>16.2</p> <p>17.17</p>
2-(3) 健康福祉セーフティネットの充実				
	<p>年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で、健やかに生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会を実現するため、介護・福祉サービスの向上、施設整備の促進、社会参加の促進、医療体制の整備、保健衛生対策等に取り組みます。</p>	<p>ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり</p> <p>イ 障害のある人が活動できる環境づくり</p> <p>ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進</p> <p>エ 福祉セーフティネットの形成</p> <p>オ 保健衛生の推進</p>		<p>1.2</p> <p>3.8</p> <p>4.1</p> <p>6.1</p> <p>8.1</p> <p>9.1</p> <p>10.2</p> <p>11.1</p> <p>16.6</p>

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
2-(4) 社会リスクセーフティネットの確立			
<p>大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。</p> <p>このため、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策等による災害に強い県土づくりに取り組みます。</p> <p>また、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、危険生物等による健康被害の発生に迅速に対応する健康危機管理体制の強化、配偶者等からの暴力（DV）対策、消費安全対策等に取り組みます。</p>	<p>ア 安全・安心に暮らせる地域づくり</p> <p>イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化</p>		<p>1. 5</p> <p>2. 3</p> <p>3. 3</p> <p>4. 1</p> <p>5. 2</p> <p>6. 1</p> <p>9. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. 5</p> <p>11. b</p> <p>12. 4</p> <p>13. 1</p> <p>15. 2</p> <p>16. 1</p> <p>17. 17</p>
2-(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決			
<p>米軍基地から派生する諸問題の解決促進に向け、日米両政府に対し様々な事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めるなど、戦後処理問題の解決を図っていきます。</p>	<p>ア 米軍基地から派生する諸問題への対応</p> <p>イ 戦後処理問題の解決</p>		<p>6. 3</p> <p>10. 2</p> <p>11. 6</p> <p>11. a</p> <p>14. 1</p> <p>16. 1</p>

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
2-(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化			
<p>人口減少や少子高齢化が進む離島や台風常襲地帯である島しょ県沖縄の各地域において、その地域特性に応じた生活基盤の整備を推進するとともに、情報通信基盤の強化による情報格差の是正、情報通信技術を活用した行政サービスの拡充等に取り組み、県民生活の向上を図ります。</p>	<p>ア 地域特性に応じた生活基盤の整備</p> <p>イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供</p>		<p>1. 2</p> <p>3. 9</p> <p>4. 4</p> <p>6. 1</p> <p>7. 1</p> <p>8. 9</p> <p>9. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. 1</p> <p>12. 2</p> <p>13. 1</p> <p>14. 1</p> <p>15. 2</p> <p>17. 17</p>
2-(7) 共助・共創型地域づくりの推進			
<p>社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現を目指します。</p> <p>このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図ります。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化のため、交流と共創による地域づくりを推進します。</p>	<p>ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進</p> <p>イ 交流と共創による農山漁村の活性化</p>		<p>2. 4</p> <p>4. 4</p> <p>4. 7</p> <p>5. 5</p> <p>8. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. 3</p> <p>12. b</p> <p>17. 17</p>

将来像Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島

基本施策				
	展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
3-(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備				
	<p>万国津梁の精神のもと、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めるほか、規制緩和等による交通・物流コストの大幅な低減やアジアを基軸としたネットワークの構築など、強くしなやかな自立型経済の構築に必要な不可欠な条件整備を図り、国際的な競争力を強化します。</p>	<p>ア 国際交流・物流拠点の核となる空港の整備</p> <p>イ 人流・物流を支える港湾の整備</p> <p>ウ 陸上交通基盤の整備</p> <p>エ 国際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化</p>		<p>2.3</p> <p>8.9</p> <p>9.2</p> <p>11.2</p> <p>11.a</p> <p>13.1</p>
3-(2) 世界水準の観光リゾート地の形成				
	<p>沖縄の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラム（高付加価値型観光）を戦略的に展開するとともに、安全・安心・快適な観光地として基本的な旅行環境の整備等により、世界に誇れる“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指します。</p>	<p>ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立</p> <p>イ 市場特性に対応した誘客活動の展開</p> <p>ウ 大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興</p> <p>エ 観光客の受入体制の整備</p> <p>オ 世界に通用する観光人材の育成</p> <p>カ 産業間連携の強化</p>		<p>8.9</p> <p>9.1</p> <p>9.2</p> <p>10.2</p> <p>11.2</p> <p>11.5</p> <p>11.6</p> <p>11.7</p> <p>11.a</p> <p>11.b</p> <p>13.1</p>

基本施策				
	展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
3-(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化				
	<p>東アジアの中心に位置し、豊富な若年労働者を有するなど本県の特徴を最大限に生かし、アジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として我が国とアジアの架け橋となることを目指し、沖縄IT津梁パークを中核に国内外からの企業立地の促進、県内企業の高度化・多様化、人材の育成・確保、情報通信基盤の整備等に取り組みます。</p>	<p>ア 情報通信関連産業の立地促進</p> <p>イ 県内企業の高度化・多様化</p> <p>ウ 多様な情報系人材の育成・確保</p> <p>エ 情報通信基盤の整備</p>	  	<p>4. 4</p> <p>8. 2</p> <p>9. 1</p>
3-(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成				
	<p>那覇空港の航空物流機能の更なる拡充や那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、東アジアの中継拠点として本県の国際物流機能を高めるとともに、この物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図り、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点を形成します。</p> <p>これにより、新たな時代における万国津梁を実現するとともに、県内事業者等による海外展開や輸出拡大を促進するなど、著しい経済発展を続けるアジアの成長と活力を取り込む自立型経済の構築を目指します。</p>	<p>ア 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成</p> <p>イ 県内事業者等による海外展開の促進</p>	     	<p>2. 3</p> <p>8. 1</p> <p>9. 2</p> <p>11. a</p> <p>13. 1</p> <p>17. 14</p>

基本施策			
	展開方向	施策展開	ゴール 主なターゲット
3-(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成			
	<p>沖縄の地域に根付き世界に開かれた“知の交流拠点”の形成を図るため、「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等が核となり、様々な施策を通じて産学官が連携することにより、そこから生み出される研究開発成果等を活用して新事業・新産業を創出する国際的な「知的・産業クラスター」の形成を目指します。</p>	<p>ア 研究開発・交流の基盤づくり</p> <p>イ 知的・産業クラスター形成の推進</p> <p>ウ 研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化</p> <p>エ 科学技術を担う人づくり</p>	     2. 4 4. 3 8. 3 9. 5 14. 1
3-(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出			
	<p>成長可能性を秘めた新産業の芽を育て、既存産業との相乗効果により成長する産業として発展させるため、自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等、沖縄のソフトパワーを重要な産業資源として積極的に利活用し、競争力のある新産業を創出するとともに、環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成、県経済に投資を呼び込む金融関連産業の高度化、さらにはMICEによる新たな産業振興に取り組みます。</p>	<p>ア 沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出</p> <p>イ 環境関連産業の戦略的展開</p> <p>ウ 海洋資源調査・開発の支援拠点形成</p> <p>エ 金融関連産業の集積促進</p> <p>オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出</p>	        3. 4 4. 3 8. 2 8. 9 9. 2 12. 5 14. c 17. 17

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
3-(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興			
<p>亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できる持続的な農林水産業の振興を図ります。また、農林水産業の6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進します。</p>	ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備	 	2.3 2.4
	イ 流通・販売・加工対策の強化	 	4.4 5.5
	ウ 農林水産物の安全・安心の確立	 	6.4 8.1
	エ 農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化	 	9.1 11.5
	オ 農林水産技術の開発と普及	 	12.2 13.1 14.2
	カ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	 	15.1 17.10
	キ フロンティア型農林水産業の振興		
3-(8) 地域を支える中小企業等の振興			
<p>地域を支える中小企業等が社会の変化や多様なニーズに対応し、着実に成長発展が遂げられるよう、経営基盤の強化、技術力や生産性の向上、人材の多様化、金融支援等に係るきめ細かな施策を講じることで、中小企業等による自助努力と創意工夫による新たな取組を促進し、中小企業等の活力を高めていきます。</p> <p>あわせて、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や、地域の雇用を支える商業及び建設産業の振興に向けた取組を推進し、地域全体の活性化へとつなげていきます。</p>	ア 中小企業等の総合支援の推進	 	4.3 7.3
	イ 商店街・中心市街地の活性化と商業の振興	 	8.1 8.3
	ウ 建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓	 	9.5 11.3
		 	12.5 13.3
			16.5 17.17

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
3-(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成			
<p>食品加工業、健康食品製造業、琉球泡盛製造業、金属加工業、一般機械製造業、工芸品製造業等のものづくり産業が、県民のニーズに応えることができる地域産業としての地位を確立するとともに、成長のエンジンとして本県経済振興の一翼を担う移外型産業として成長できるよう、製品開発からブランド構築に至る総合的かつ戦略的な支援に取り組みます。</p> <p>また、工業用水や電力エネルギーなど産業振興を図る上で重要な基盤については将来の産業発展を見据えた適切な対応を図ります。</p>	<p>ア ものづくり産業の戦略的展開</p> <p>イ 県産品の販路拡大と地域ブランドの形成</p> <p>ウ 安定した工業用水・エネルギーの提供</p>		<p>2.1</p> <p>3.8</p> <p>4.4</p> <p>6.a</p> <p>7.1</p> <p>8.3</p> <p>9.2</p> <p>10.1</p> <p>11.7</p> <p>12.2</p> <p>13.1</p> <p>14.1</p> <p>17.14</p>
3-(10) 雇用対策と多様な人材の確保			
<p>県民が働きがいのある仕事に就けるよう、沖縄の特殊性や地域の実情に応じた産業振興・雇用施策に県民一体となって取り組み、多様な雇用の場の創出や就業支援に努めるとともに、多様な生き方が選択・実現できる雇用環境を整備し、労働者が安心して働ける社会の形成を目指します。</p> <p>特に、沖縄の雇用情勢の抜本的な改善に向けては、中長期的な視点のもと、沖縄特有の雇用問題の解決を図る必要がある、総合的な就業支援拠点の形成、キャリア教育の充実、若年者の県外・海外就職へのチャレンジ、企業等の雇用環境の改善、若年者や離職者向けの就職基礎訓練の実施、地域における就業意識向上のための環境づくりを推進します。また、完全失業率や有効求人倍率は改善している一方、顕著になってきた人手不足の解消のための取組や、産業の高度化を牽引する高度人材の確保に向けた取組を推進します。</p>	<p>ア 雇用機会の創出・拡大と求職者支援</p> <p>イ 若年者の雇用促進</p> <p>ウ 職業能力の開発</p> <p>エ 働きやすい環境づくり</p> <p>オ 駐留軍等労働者の雇用対策の推進</p> <p>カ 沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進</p>		<p>1.2</p> <p>4.4</p> <p>8.5</p> <p>9.2</p> <p>10.2</p>

基本施策				
	展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
3-(11) 離島における定住条件の整備				
	<p>日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など、離島の果たしている役割を評価し、県民全体で離島地域を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の分野においてユニバーサルサービスを提供し、定住条件の整備を図ります。</p>	<p>ア 交通・生活コストの低減</p> <p>イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上</p> <p>ウ 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化</p> <p>エ 過疎・辺地地域の振興</p>		<p>1. 2</p> <p>3. 8</p> <p>4. 1</p> <p>6. 1</p> <p>7. 1</p> <p>8. 9</p> <p>9. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. a</p> <p>12. 4</p> <p>13. 1</p> <p>14. 1</p>
3-(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開				
	<p>離島の持つ活力の維持・向上に向けて、農商工連携、離島間連携、都市や近隣諸国との交流等を強化し、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指します。また、多様な産業人材や地域社会を支える人材等の育成・確保に取り組めます。</p> <p>さらに、平和交流、防疫、エネルギー開発、海洋資源開発等、離島における新たな分野の取組を促進します。</p>	<p>ア 観光リゾート産業の振興</p> <p>イ 農林水産業の振興</p> <p>ウ 特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化</p> <p>エ 離島を支える多様な人材の育成・確保</p> <p>オ 交流と貢献による離島の新たな振興</p>		<p>2. 4</p> <p>4. 1</p> <p>5. 5</p> <p>6. 6</p> <p>7. 2</p> <p>8. 1</p> <p>8. 9</p> <p>9. 2</p> <p>10. 2</p> <p>11. 2</p> <p>12. b</p> <p>13. 1</p> <p>14. 4</p> <p>15. 2</p> <p>17. 14</p>

基本施策			
	展開方向	施策展開	ゴール 主なターゲット
3-(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進			
	<p>駐留軍用地跡地利用については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄県の均衡ある発展につなげていきます。</p>	<p>ア 早期の事業着手に向けた取組</p> <p>イ 駐留軍用地跡地の計画的な整備</p> <p>ウ 跡地における産業振興及び国際交流・貢献拠点の形成</p> <p>エ 返還跡地国家プロジェクトの導入</p> <p>オ 駐留軍用地跡地利用推進についての協議</p>	 <p>6.3 8.9 11.3 11.4 14.2</p>
3-(14) 政策金融の活用			
	<p>沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興、新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な駐留軍用地跡地の開発、中小企業や生産者の経営基盤の強化等、多額の資金需要が見込まれること、さらには、地理的特性を生かした産業の発展や地方創生等の推進、子どもの貧困対策及び雇用の質改善等、地域の課題に則したきめ細かな制度の創設・拡充が求められることから、沖縄振興交付金等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠です。</p> <p>このため、政策金融については、本県の地域特性に精通し、きめ細かく機動的に対応しうる沖縄振興開発金融公庫の役割が引き続き重要であることから、総合政策金融機関としての現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備やその活用促進など、沖縄県や民間金融と協調・連携した一層の役割発揮を求め、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指します。</p>	 <p>1.1 4.1 4.2 4.3 5.5 7.2 8.1 8.9 9.1 9.2 10.2 11.2 13.1 17.17</p>	

将来像Ⅳ 世界に開かれた交流と共生の島

基本施策				
	展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
4-(1) 世界との交流ネットワークの形成				
	世界のウチナーネットワークをはじめとする国際的なネットワークの形成・活用や、グローバル社会に対応できる人材育成等を推進するとともに、国際的な交通ネットワークの拡充等、国際交流拠点としてふさわしい基盤を整備し、多様な交流を積極的に展開することにより、本県の自立的発展のみならず我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する海邦交流拠点の形成を図ります。	ア 国際ネットワークの形成と多様な交流の推進 イ 世界と共生する社会の形成 ウ 国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備	        	2. a 3. 4 4. 7 8. 9 9. 1 10. 2 11. 3 11. 6 17. 17
4-(2) 国際協力・貢献活動の推進				
	本県にこれまで培われてきた知識、経験、技術を生かした国際協力や、国際的な災害援助活動、平和を希求する沖縄の心の発信など、様々な分野で国際協力・貢献活動を推進し、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域を目指します。	ア アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進 イ 国際的な災害援助活動の推進 ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開	           	1. 5 3. 3 4. 7 6. a 7. 2 8. 2 9. 5 11. 5 13. 1 14. 7 16. 1 17. 7

将来像Ⅴ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

基本施策				
	展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
5-(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進				
	<p>沖縄らしい心豊かな個性を持った人間形成を図るため、家庭や学校、地域が連携し、幼児期から様々な体験活動を通し、生命尊重の心、家族を大切に作る心、共生の心、地域を誇りに思う心、社会で生きていく上で必要な能力等を醸成するとともに、家庭や地域の教育機能の充実を図ります。</p>	<p>ア 地域を大切に、誇りに思う健全な青少年の育成</p> <p>イ 家庭・地域の教育機能の充実</p>		<p>4.1 4.7 8.9 10.2 11.4 17.17</p>
5-(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備				
	<p>地理的、経済的要因等に左右されない教育環境を整備するため、教育に係る負担の軽減や、子どもたち一人ひとりに対するきめ細かな指導に努めるほか、生涯学習社会の実現に向け、県民のライフステージに応じた学習環境の整備を推進します。</p>	<p>ア 教育機会の拡充</p> <p>イ 生涯学習社会の実現</p>		<p>1.2 4.1 4.3 4.7 10.2</p>
5-(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実				
	<p>子どもたちの「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るほか、子どもたちの意欲や時代に対応した教育環境の整備を推進します。</p>	<p>ア 確かな学力を身につける教育の推進</p> <p>イ 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進</p> <p>ウ 時代に対応する魅力ある学校づくりの推進</p>		<p>3.4 4.1 4.4 4.5 8.5 10.2</p>

基本施策			
展開方向	施策展開	ゴール	主なターゲット
5-(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築			
<p>グローバル社会や多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国人とのコミュニケーションを図る上で必要な知識・技能の習得や、情報通信技術の活用能力の向上を図ります。また、科学技術、スポーツ、文化芸術の分野において個々の能力や感性を育む環境の整備に取り組むほか、高い専門知識、技術等を備えた人材の育成を図る高等教育を推進します。</p>	<p>ア 国際社会、情報社会に対応した教育の推進</p> <p>イ 能力を引き出し、感性を磨く人づくりの推進</p> <p>ウ 優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進</p>		<p>3. 4</p> <p>4. 4</p> <p>4. 7</p> <p>8. 2</p> <p>9. 5</p> <p>10. 2</p> <p>11. 4</p> <p>17. 17</p>
5-(5) 産業振興を担う人材の育成			
<p>沖縄の持続的な経済発展に向け、リーディング産業や地場産業などを成長・高度化させる人材や、海外へのビジネス展開を含む新市場・新分野への進出に取り組む人材、さらには起業家精神を持った人材など多様な産業人材の育成を産学官連携のもと戦略的に推進します。</p>	<p>ア リーディング産業を担う人材の育成</p> <p>イ 地域産業を担う人材の育成</p> <p>ウ 新産業の創出や産業のグローバル化を担う人材の育成</p>		<p>1. 2</p> <p>2. 3</p> <p>4. 3</p> <p>5. 5</p> <p>8. 9</p> <p>9. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. 3</p> <p>14. 2</p> <p>15. 2</p>
5-(6) 地域社会を支える人材の育成			
<p>県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材の育成を推進します。</p>	<p>ア 県民生活を支える人材の育成</p> <p>イ 地域づくりを担う人材の育成</p>		<p>1. 5</p> <p>2. 4</p> <p>3. 8</p> <p>4. 4</p> <p>8. 1</p> <p>10. 2</p> <p>11. 3</p> <p>13. 1</p>

參考資料

沖縄 21世紀ビジョン基本計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」の関係



1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用

1-(1)-ア	生物多様性の保全			○		
1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全		○	○		
1-(1)-ウ	自然環境の再生					
1-(1)-エ	自然環境の適正利用					
1-(1)-オ	県民参画と環境教育の推進			○	○	

(2) 持続可能な循環型社会の構築

1-(2)-ア	3Rの推進					
1-(2)-イ	適正処理の推進					

(3) 低炭素島しょ社会の実現

1-(3)-ア	地球温暖化防止対策の推進					
1-(3)-イ	グリーンエネルギーの推進					
1-(3)-ウ	低炭素都市づくりの推進			○		

(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造

1-(4)-ア	沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり				○	
1-(4)-イ	文化の担い手の育成				○	
1-(4)-ウ	文化活動を支える基盤の形成					
1-(4)-エ	文化の発信・交流				○	

(5) 文化産業の戦略的な創出・育成

1-(5)-ア	文化資源を活用したまちづくり				○	
1-(5)-イ	伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興					
1-(5)-ウ	文化コンテンツ産業の振興					

(6) 価値創造のまちづくり

1-(6)-ア	沖縄らしい風景づくり		○		○	
1-(6)-イ	花と緑あふれる県土の形成				○	

(7) 人間優先のまちづくり

1-(7)-ア	まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進			○		
1-(7)-イ	歩いて暮らせる環境づくりの推進			○		
1-(7)-ウ	人に優しい交通手段の確保			○		



<input type="radio"/>							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>						
<input type="radio"/>								<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
						<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>								
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>

		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	
		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>						
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>									
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>

		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>						
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
		<input type="radio"/>									

<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		

		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	
		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				



2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島

(1) 健康・長寿おきなわの推進

2-(1)-ア	沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進		○	○	○	
2-(1)-イ	「スポーツアイランド沖縄」の形成			○	○	

(2) 子育てセーフティネットの充実

2-(2)-ア	母子保健、小児医療対策の充実			○		
2-(2)-イ	地域における子育て支援の充実			○	○	
2-(2)-ウ	子ども・若者の育成支援	○		○	○	
2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援	○		○	○	
2-(2)-オ	子どもの貧困対策の推進	○		○	○	

(3) 健康福祉セーフティネットの充実

2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり	○		○	○	
2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり	○		○	○	
2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進			○		
2-(3)-エ	福祉セーフティネットの形成	○		○	○	
2-(3)-オ	保健衛生の推進			○	○	

(4) 社会リスクセーフティネットの確立

2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり			○	○	○
2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化	○	○	○	○	

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

2-(5)-ア	米軍基地から派生する諸問題への対応			○		
2-(5)-イ	戦後処理問題の解決					

(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化

2-(6)-ア	地域特性に応じた生活基盤の整備	○		○		
2-(6)-イ	高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供				○	

(7) 共助・共創型地域づくりの推進

2-(7)-ア	県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進			○	○	○
2-(7)-イ	交流と共創による農山漁村の活性化		○			



		○		○							
		○	○		○	○					○

		○		○	○						
		○		○							○
		○		○					○		
		○		○	○				○		○

		○		○	○					○	
		○		○	○					○	
			○	○	○					○	
		○		○	○						
○											

				○	○		○			○	○
○			○	○	○	○	○		○		

○				○	○			○		○	
				○	○					○	

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
			○								

		○		○	○						○
		○				○					



3 希望と活力にあふれる豊かな島

(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備

3-(1)-ア	国際交流・物流拠点の核となる空港の整備				
3-(1)-イ	人流・物流を支える港湾の整備				
3-(1)-ウ	陸上交通基盤の整備				
3-(1)-エ	国際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化		○		

(2) 世界水準の観光リゾート地の形成

3-(2)-ア	国際的な沖縄観光ブランドの確立			○	○
3-(2)-イ	市場特性に対応した誘客活動の展開				
3-(2)-ウ	大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興				
3-(2)-エ	観光客の受入体制の整備				
3-(2)-オ	世界に通用する観光人材の育成				○
3-(2)-カ	産業間連携の強化		○		

(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化

3-(3)-ア	情報通信関連産業の立地促進				
3-(3)-イ	県内企業の高度化・多様化				
3-(3)-ウ	多様な情報系人材の育成・確保				○
3-(3)-エ	情報通信基盤の整備				

(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成

3-(4)-ア	臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成				
3-(4)-イ	県内事業者等による海外展開の促進		○		

(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成

3-(5)-ア	研究開発・交流の基盤づくり				
3-(5)-イ	知的・産業クラスター形成の推進			○	
3-(5)-ウ	研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化		○		
3-(5)-エ	科学技術を担う人づくり				○



		○	○		○						
		○	○		○		○				
		○	○		○		○				
		○	○		○		○				○

		○	○			○		○	○		○
		○	○		○						
		○	○		○						○
		○	○	○	○						○
		○	○								
		○	○			○					

		○									
		○									
		○									
		○	○								

		○	○		○		○				○
		○	○								○

		○	○								
		○	○								
		○	○					○			
			○								



(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

3-(6)-ア	沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出			○	○	
3-(6)-イ	環境関連産業の戦略的展開					
3-(6)-ウ	海洋資源調査・開発の支援拠点形成					
3-(6)-エ	金融関連産業の集積促進					
3-(6)-オ	M I C Eを活用した産業振興とM I C E 関連産業の創出				○	

(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興

3-(7)-ア	おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備		○			
3-(7)-イ	流通・販売・加工対策の強化		○			
3-(7)-ウ	農林水産物の安全・安心の確立		○			
3-(7)-エ	農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化		○		○	○
3-(7)-オ	農林水産技術の開発と普及		○			○
3-(7)-カ	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備		○			
3-(7)-キ	フロンティア型農林水産業の振興		○			○

(8) 地域を支える中小企業等の振興

3-(8)-ア	中小企業等の総合支援の推進					
3-(8)-イ	商店街・中心市街地の活性化と商業の振興					
3-(8)-ウ	建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓				○	

(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成

3-(9)-ア	ものづくり産業の戦略的展開		○	○	○	
3-(9)-イ	県産品の販路拡大と地域ブランドの形成					
3-(9)-ウ	安定した工業用水・エネルギーの提供					

(10) 雇用対策と多様な人材の確保

3-(10)-ア	雇用機会の創出・拡大と求職者支援	○			○	
3-(10)-イ	若年者の雇用促進	○			○	
3-(10)-ウ	職業能力の開発	○			○	
3-(10)-エ	働きやすい環境づくり	○			○	
3-(10)-オ	駐留軍等労働者の雇用対策の推進					
3-(10)-カ	沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進	○			○	



		○	○			○					○
	○					○					
								○			
		○									
		○	○								

○		○					○	○	○		
		○	○					○	○		
								○	○		
		○						○	○		
		○	○				○	○	○		
○					○	○	○	○	○		
		○	○			○		○	○		○

		○	○								
		○			○						
	○	○			○	○	○			○	○

○	○	○	○	○	○	○		○			
		○	○	○							○
	○		○				○				

		○	○	○							
		○									
		○									
		○									
		○									
		○									



(11) 離島における定住条件の整備

3-(11)-ア	交通・生活コストの低減				
3-(11)-イ	生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上	○		○	○
3-(11)-ウ	交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化				
3-(11)-エ	過疎・辺地地域の振興				

(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開

3-(12)-ア	観光リゾート産業の振興				
3-(12)-イ	農林水産業の振興		○		○
3-(12)-ウ	特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化				
3-(12)-エ	離島を支える多様な人材の育成・確保		○	○	○
3-(12)-オ	交流と貢献による離島の新たな振興		○		○

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進				
--------	-----------------	--	--	--	--

(14) 政策金融の活用

3-(14)	政策金融の活用	○		○	○	○
--------	---------	---	--	---	---	---

4 世界に開かれた交流と共生の島

(1) 世界との交流ネットワークの形成

4-(1)-ア	国際ネットワークの形成と多様な交流の推進		○		○
4-(1)-イ	世界と共生する社会の形成				○
4-(1)-ウ	国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備			○	

(2) 国際協力・貢献活動の推進

4-(2)-ア	アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進			○	○
4-(2)-イ	国際的な災害援助活動の推進	○			
4-(2)-ウ	アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和人権協力外交の展開				○



	○			○	○						
○	○	○	○	○	○	○		○			
		○	○	○	○		○				
		○		○	○						

		○	○	○	○						
○		○	○		○	○	○	○	○		
		○	○								○
		○	○	○							
	○	○	○		○						

○		○	○		○			○			
---	--	---	---	--	---	--	--	---	--	--	--

	○	○	○	○	○		○	○			○
--	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--	---

		○	○	○						○	○
		○	○	○	○						○
		○	○		○						

○	○	○	○		○		○	○			○
		○			○		○				
										○	



5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進

5-(1)-ア	地域を大切に、誇りに思う健全な青少年の育成				○	
5-(1)-イ	家庭・地域の教育機能の充実				○	

(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備

5-(2)-ア	教育機会の拡充	○			○	
5-(2)-イ	生涯学習社会の実現				○	

(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実

5-(3)-ア	確かな学力を身につける教育の推進				○	
5-(3)-イ	豊かな心とたくましい体を育む教育の推進			○	○	
5-(3)-ウ	時代に対応する魅力ある学校づくりの推進			○	○	

(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築

5-(4)-ア	国際社会、情報社会に対応した教育の推進				○	
5-(4)-イ	能力を引き出し、感性を磨く人づくりの推進			○	○	
5-(4)-ウ	優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進			○	○	

(5) 産業振興を担う人材の育成

5-(5)-ア	リーディング産業を担う人材の育成				○	
5-(5)-イ	地域産業を担う人材の育成		○		○	○
5-(5)-ウ	新産業の創出や産業のグローバル化を担う人材の育成	○			○	

(6) 地域社会を支える人材の育成

5-(6)-ア	県民生活を支える人材の育成	○		○	○	
5-(6)-イ	地域づくりを担う人材の育成		○		○	



		○		○	○					○	○
											○
				○							
		○									
					○						
		○									
											○
		○	○		○						○
			○	○							
		○									
		○	○	○	○			○	○		
		○	○		○						
		○		○	○		○				
		○			○						



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

End poverty in all its forms everywhere

ターゲット
<p>1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 By 2030, eradicate extreme poverty for all people everywhere, currently measured as people living on less than \$1.25 a day</p>
<p>1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。 By 2030, reduce at least by half the proportion of men, women and children of all ages living in poverty in all its dimensions according to national definitions</p>
<p>1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 Implement nationally appropriate social protection systems and measures for all, including floors, and by 2030 achieve substantial coverage of the poor and the vulnerable</p>
<p>1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 By 2030, ensure that all men and women, in particular the poor and the vulnerable, have equal rights to economic resources, as well as access to basic services, ownership and control over land and other forms of property, inheritance, natural resources, appropriate new technology and financial services, including microfinance</p>
<p>1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 By 2030, build the resilience of the poor and those in vulnerable situations and reduce their exposure and vulnerability to climate-related extreme events and other economic, social and environmental shocks and disasters</p>
<p>1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。 Ensure significant mobilization of resources from a variety of sources, including through enhanced development cooperation, in order to provide adequate and predictable means for developing countries, in particular least developed countries, to implement programmes and policies to end poverty in all its dimensions</p>
<p>1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 Create sound policy frameworks at the national, regional and international levels, based on pro-poor and gender-sensitive development strategies, to support accelerated investment in poverty eradication actions</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

ターゲット

2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

By 2030, end hunger and ensure access by all people, in particular the poor and people in vulnerable situations, including infants, to safe, nutritious and sufficient food all year round

2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。

By 2030, end all forms of malnutrition, including achieving, by 2025, the internationally agreed targets on stunting and wasting in children under 5 years of age, and address the nutritional needs of adolescent girls, pregnant and lactating women and older persons

2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

By 2030, double the agricultural productivity and incomes of small-scale food producers, in particular women, indigenous peoples, family farmers, pastoralists and fishers, including through secure and equal access to land, other productive resources and inputs, knowledge, financial services, markets and opportunities for value addition and non-farm employment

2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。

By 2030, ensure sustainable food production systems and implement resilient agricultural practices that increase productivity and production, that help maintain ecosystems, that strengthen capacity for adaptation to climate change, extreme weather, drought, flooding and other disasters and that progressively improve land and soil quality

2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

By 2020, maintain the genetic diversity of seeds, cultivated plants and farmed and domesticated animals and their related wild species, including through soundly managed and diversified seed and plant banks at the national, regional and international levels, and promote access to and fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of genetic resources and associated traditional knowledge, as internationally agreed

2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

Increase investment, including through enhanced international cooperation, in rural infrastructure, agricultural research and extension services, technology development and plant and livestock gene banks in order to enhance agricultural productive capacity in developing countries, in particular least developed countries

2.b ドoha開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。

Correct and prevent trade restrictions and distortions in world agricultural markets, including through the parallel elimination of all forms of agricultural export subsidies and all export measures with equivalent effect, in accordance with the mandate of the Doha Development Round

2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

Adopt measures to ensure the proper functioning of food commodity markets and their derivatives and facilitate timely access to market information, including on food reserves, in order to help limit extreme food price volatility



ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

ターゲット	
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。 By 2030, reduce the global maternal mortality ratio to less than 70 per 100,000 live births
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 By 2030, end preventable deaths of newborns and children under 5 years of age, with all countries aiming to reduce neonatal mortality to at least as low as 12 per 1,000 live births and under 5 mortality to at least as low as 25 per 1,000 live births
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 By 2030, end the epidemics of AIDS, tuberculosis, malaria and neglected tropical diseases and combat hepatitis, water-borne diseases and other communicable diseases
3.4	2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 By 2030, reduce by one third premature mortality from non-communicable diseases through prevention and treatment and promote mental health and well-being
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 Strengthen the prevention and treatment of substance abuse, including narcotic drug abuse and harmful use of alcohol
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 By 2020, halve the number of global deaths and injuries from road traffic accidents
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 By 2030, ensure universal access to sexual and reproductive health-care services, including for family planning, information and education, and the integration of reproductive health into national strategies and programmes
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。 Achieve universal health coverage, including financial risk protection, access to quality essential health-care services and access to safe, effective, quality and affordable essential medicines and vaccines for all
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 By 2030, substantially reduce the number of deaths and illnesses from hazardous chemicals and air, water and soil pollution and contamination
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 Strengthen the implementation of the World Health Organization Framework Convention on Tobacco Control in all countries, as appropriate
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾病のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 Support the research and development of vaccines and medicines for the communicable and non-communicable diseases that primarily affect developing countries, provide access to affordable essential medicines and vaccines, in accordance with the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health, which affirms the right of developing countries to use to the full the provisions in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights regarding flexibilities to protect public health, and, in particular, provide access to medicines for all
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。Substantially increase health financing and the recruitment, development, training and retention of the health workforce in developing countries, especially in least developed countries and small island developing States
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 Strengthen the capacity of all countries, in particular developing countries, for early warning, risk reduction and management of national and global health risks



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all

ターゲット	
4.1	<p>2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>By 2030, ensure that all girls and boys complete free, equitable and quality primary and secondary education leading to relevant and effective learning outcomes</p>
4.2	<p>2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>By 2030, ensure that all girls and boys have access to quality early childhood development, care and pre-primary education so that they are ready for primary education</p>
4.3	<p>2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p> <p>By 2030, ensure equal access for all women and men to affordable and quality technical, vocational and tertiary education, including university</p>
4.4	<p>2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>By 2030, substantially increase the number of youth and adults who have relevant skills, including technical and vocational skills, for employment, decent jobs and entrepreneurship</p>
4.5	<p>2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>By 2030, eliminate gender disparities in education and ensure equal access to all levels of education and vocational training for the vulnerable, including persons with disabilities, indigenous peoples and children in vulnerable situations</p>
4.6	<p>2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。</p> <p>By 2030, ensure that all youth and a substantial proportion of adults, both men and women, achieve literacy and numeracy</p>
4.7	<p>2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>By 2030, ensure that all learners acquire the knowledge and skills needed to promote sustainable development, including, among others, through education for sustainable development and sustainable lifestyles, human rights, gender equality, promotion of a culture of peace and non-violence, global citizenship and appreciation of cultural diversity and of culture's contribution to sustainable development</p>
4.a	<p>子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p> <p>Build and upgrade education facilities that are child, disability and gender sensitive and provide safe, non-violent, inclusive and effective learning environments for all</p>
4.b	<p>2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。</p> <p>By 2020, substantially expand globally the number of scholarships available to developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and African countries, for enrolment in higher education, including vocational training and information and communications technology, technical, engineering and scientific programmes, in developed countries and other developing countries</p>
4.c	<p>2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。</p> <p>By 2030, substantially increase the supply of qualified teachers, including through international cooperation for teacher training in developing countries, especially least developed countries and small island developing States</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

Achieve gender equality and empower all women and girls

ターゲット
<p>5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 End all forms of discrimination against all women and girls everywhere</p>
<p>5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 Eliminate all forms of violence against all women and girls in the public and private spheres, including trafficking and sexual and other types of exploitation</p>
<p>5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 Eliminate all harmful practices, such as child, early and forced marriage and female genital mutilation</p>
<p>5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 Recognize and value unpaid care and domestic work through the provision of public services, infrastructure and social protection policies and the promotion of shared responsibility within the household and the family as nationally appropriate</p>
<p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 Ensure women's full and effective participation and equal opportunities for leadership at all levels of decision-making in political, economic and public life</p>
<p>5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 Ensure universal access to sexual and reproductive health and reproductive rights as agreed in accordance with the Programme of Action of the International Conference on Population and Development and the Beijing Platform for Action and the outcome documents of their review conferences</p>
<p>5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 Undertake reforms to give women equal rights to economic resources, as well as access to ownership and control over land and other forms of property, financial services, inheritance and natural resources, in accordance with national laws</p>
<p>5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 Enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology, to promote the empowerment of women</p>
<p>5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 Adopt and strengthen sound policies and enforceable legislation for the promotion of gender equality and the empowerment of all women and girls at all levels</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all

ターゲット	
6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 By 2030, achieve universal and equitable access to safe and affordable drinking water for all
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 By 2030, achieve access to adequate and equitable sanitation and hygiene for all and end open defecation, paying special attention to the needs of women and girls and those in vulnerable situations
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 By 2030, improve water quality by reducing pollution, eliminating dumping and minimizing release of hazardous chemicals and materials, halving the proportion of untreated wastewater and substantially increasing recycling and safe reuse globally
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 By 2030, substantially increase water-use efficiency across all sectors and ensure sustainable withdrawals and supply of freshwater to address water scarcity and substantially reduce the number of people suffering from water scarcity
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 By 2030, implement integrated water resources management at all levels, including through transboundary cooperation as appropriate
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 By 2020, protect and restore water-related ecosystems, including mountains, forests, wetlands, rivers, aquifers and lakes
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 By 2030, expand international cooperation and capacity-building support to developing countries in water- and sanitation-related activities and programmes, including water harvesting, desalination, water efficiency, wastewater treatment, recycling and reuse technologies
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。 Support and strengthen the participation of local communities in improving water and sanitation management



最終更新日: 2019 年 8 月
国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

ターゲット

7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

By 2030, ensure universal access to affordable, reliable and modern energy services

7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

By 2030, increase substantially the share of renewable energy in the global energy mix

7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

By 2030, double the global rate of improvement in energy efficiency

7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

By 2030, enhance international cooperation to facilitate access to clean energy research and technology, including renewable energy, energy efficiency and advanced and cleaner fossil-fuel technology, and promote investment in energy infrastructure and clean energy technology

7.b 2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

By 2030, expand infrastructure and upgrade technology for supplying modern and sustainable energy services for all in developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their respective programmes of support



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all

ターゲット
<p>8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。 Sustain per capita economic growth in accordance with national circumstances and, in particular, at least 7 per cent gross domestic product growth per annum in the least developed countries</p>
<p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 Achieve higher levels of economic productivity through diversification, technological upgrading and innovation, including through a focus on high-value added and labour-intensive sectors</p>
<p>8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 Promote development-oriented policies that support productive activities, decent job creation, entrepreneurship, creativity and innovation, and encourage the formalization and growth of micro-, small- and medium-sized enterprises, including through access to financial services</p>
<p>8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 Improve progressively, through 2030, global resource efficiency in consumption and production and endeavour to decouple economic growth from environmental degradation, in accordance with the 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production, with developed countries taking the lead</p>
<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 By 2030, achieve full and productive employment and decent work for all women and men, including for young people and persons with disabilities, and equal pay for work of equal value</p>
<p>8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 By 2020, substantially reduce the proportion of youth not in employment, education or training</p>
<p>8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 Take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms</p>
<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment</p>
<p>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 By 2030, devise and implement policies to promote sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products</p>
<p>8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。 Strengthen the capacity of domestic financial institutions to encourage and expand access to banking, insurance and financial services for all</p>
<p>8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。 Increase Aid for Trade support for developing countries, in particular least developed countries, including through the Enhanced Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to Least Developed Countries</p>
<p>8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。 By 2020, develop and operationalize a global strategy for youth employment and implement the Global Jobs Pact of the International Labour Organization</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation

ターゲット
<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。 Develop quality, reliable, sustainable and resilient infrastructure, including regional and transborder infrastructure, to support economic development and human well-being, with a focus on affordable and equitable access for all</p>
<p>9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 Promote inclusive and sustainable industrialization and, by 2030, significantly raise industry's share of employment and gross domestic product, in line with national circumstances, and double its share in least developed countries</p>
<p>9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。 Increase the access of small-scale industrial and other enterprises, in particular in developing countries, to financial services, including affordable credit, and their integration into value chains and markets</p>
<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 By 2030, upgrade infrastructure and retrofit industries to make them sustainable, with increased resource-use efficiency and greater adoption of clean and environmentally sound technologies and industrial processes, with all countries taking action in accordance with their respective capabilities</p>
<p>9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。 Enhance scientific research, upgrade the technological capabilities of industrial sectors in all countries, in particular developing countries, including, by 2030, encouraging innovation and substantially increasing the number of research and development workers per 1 million people and public and private research and development spending</p>
<p>9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。 Facilitate sustainable and resilient infrastructure development in developing countries through enhanced financial, technological and technical support to African countries, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States</p>
<p>9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。 Support domestic technology development, research and innovation in developing countries, including by ensuring a conducive policy environment for, inter alia, industrial diversification and value addition to commodities</p>
<p>9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。 Significantly increase access to information and communications technology and strive to provide universal and affordable access to the Internet in least developed countries by 2020</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する

Reduce inequality within and among countries

ターゲット
<p>10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。 By 2030, progressively achieve and sustain income growth of the bottom 40 per cent of the population at a rate higher than the national average</p>
<p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 By 2030, empower and promote the social, economic and political inclusion of all, irrespective of age, sex, disability, race, ethnicity, origin, religion or economic or other status</p>
<p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 Ensure equal opportunity and reduce inequalities of outcome, including by eliminating discriminatory laws, policies and practices and promoting appropriate legislation, policies and action in this regard</p>
<p>10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 Adopt policies, especially fiscal, wage and social protection policies, and progressively achieve greater equality</p>
<p>10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。 Improve the regulation and monitoring of global financial markets and institutions and strengthen the implementation of such regulations</p>
<p>10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。 Ensure enhanced representation and voice for developing countries in decision-making in global international economic and financial institutions in order to deliver more effective, credible, accountable and legitimate institutions</p>
<p>10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。 Facilitate orderly, safe, regular and responsible migration and mobility of people, including through the implementation of planned and well-managed migration policies</p>
<p>10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。 Implement the principle of special and differential treatment for developing countries, in particular least developed countries, in accordance with World Trade Organization agreements</p>
<p>10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。 Encourage official development assistance and financial flows, including foreign direct investment, to States where the need is greatest, in particular least developed countries, African countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their national plans and programmes</p>
<p>10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。 By 2030, reduce to less than 3 per cent the transaction costs of migrant remittances and eliminate remittance corridors with costs higher than 5 per cent</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール 11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable

ターゲット
<p>11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 By 2030, ensure access for all to adequate, safe and affordable housing and basic services and upgrade slums</p>
<p>11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 By 2030, provide access to safe, affordable, accessible and sustainable transport systems for all, improving road safety, notably by expanding public transport, with special attention to the needs of those in vulnerable situations, women, children, persons with disabilities and older persons</p>
<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 By 2030, enhance inclusive and sustainable urbanization and capacity for participatory, integrated and sustainable human settlement planning and management in all countries</p>
<p>11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 Strengthen efforts to protect and safeguard the world's cultural and natural heritage</p>
<p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 By 2030, significantly reduce the number of deaths and the number of people affected and substantially decrease the direct economic losses relative to global gross domestic product caused by disasters, including water-related disasters, with a focus on protecting the poor and people in vulnerable situations</p>
<p>11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 By 2030, reduce the adverse per capita environmental impact of cities, including by paying special attention to air quality and municipal and other waste management</p>
<p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 By 2030, provide universal access to safe, inclusive and accessible, green and public spaces, in particular for women and children, older persons and persons with disabilities</p>
<p>11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 Support positive economic, social and environmental links between urban, peri-urban and rural areas by strengthening national and regional development planning</p>
<p>11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 By 2020, substantially increase the number of cities and human settlements adopting and implementing integrated policies and plans towards inclusion, resource efficiency, mitigation and adaptation to climate change, resilience to disasters, and develop and implement, in line with the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030, holistic disaster risk management at all levels</p>
<p>11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する。 Support least developed countries, including through financial and technical assistance, in building sustainable and resilient buildings utilizing local materials</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

Ensure sustainable consumption and production patterns

ターゲット
<p>12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。 Implement the 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production Patterns, all countries taking action, with developed countries taking the lead, taking into account the development and capabilities of developing countries</p>
<p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 By 2030, achieve the sustainable management and efficient use of natural resources</p>
<p>12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 By 2030, halve per capita global food waste at the retail and consumer levels and reduce food losses along production and supply chains, including post-harvest losses</p>
<p>12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 By 2020, achieve the environmentally sound management of chemicals and all wastes throughout their life cycle, in accordance with agreed international frameworks, and significantly reduce their release to air, water and soil in order to minimize their adverse impacts on human health and the environment</p>
<p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 By 2030, substantially reduce waste generation through prevention, reduction, recycling and reuse</p>
<p>12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 Encourage companies, especially large and transnational companies, to adopt sustainable practices and to integrate sustainability information into their reporting cycle</p>
<p>12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。 Promote public procurement practices that are sustainable, in accordance with national policies and priorities</p>
<p>12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 By 2030, ensure that people everywhere have the relevant information and awareness for sustainable development and lifestyles in harmony with nature</p>
<p>12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 Support developing countries to strengthen their scientific and technological capacity to move towards more sustainable patterns of consumption and production</p>
<p>12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 Develop and implement tools to monitor sustainable development impacts for sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products</p>
<p>12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 Rationalize inefficient fossil-fuel subsidies that encourage wasteful consumption by removing market distortions, in accordance with national circumstances, including by restructuring taxation and phasing out those harmful subsidies, where they exist, to reflect their environmental impacts, taking fully into account the specific needs and conditions of developing countries and minimizing the possible adverse impacts on their development in a manner that protects the poor and the affected communities</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

Take urgent action to combat climate change and its impacts

ターゲット

13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
 Strengthen resilience and adaptive capacity to climate-related hazards and natural disasters in all countries

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
 Integrate climate change measures into national policies, strategies and planning

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 Improve education, awareness-raising and human and institutional capacity on climate change mitigation, adaptation, impact reduction and early warning

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
 Implement the commitment undertaken by developed-country parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change to a goal of mobilizing jointly \$100 billion annually by 2020 from all sources to address the needs of developing countries in the context of meaningful mitigation actions and transparency on implementation and fully operationalize the Green Climate Fund through its capitalization as soon as possible

13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
 Promote mechanisms for raising capacity for effective climate change-related planning and management in least developed countries and small island developing States, including focusing on women, youth and local and marginalized communities



最終更新日: 2019 年 8 月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

ターゲット
<p>14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 By 2025, prevent and significantly reduce marine pollution of all kinds, in particular from land-based activities, including marine debris and nutrient pollution</p>
<p>14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 By 2020, sustainably manage and protect marine and coastal ecosystems to avoid significant adverse impacts, including by strengthening their resilience, and take action for their restoration in order to achieve healthy and productive oceans</p>
<p>14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 Minimize and address the impacts of ocean acidification, including through enhanced scientific cooperation at all levels</p>
<p>14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 By 2020, effectively regulate harvesting and end overfishing, illegal, unreported and unregulated fishing and destructive fishing practices and implement science-based management plans, in order to restore fish stocks in the shortest time feasible, at least to levels that can produce maximum sustainable yield as determined by their biological characteristics</p>
<p>14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。 By 2020, conserve at least 10 per cent of coastal and marine areas, consistent with national and international law and based on the best available scientific information</p>
<p>14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 By 2020, prohibit certain forms of fisheries subsidies which contribute to overcapacity and overfishing, eliminate subsidies that contribute to illegal, unreported and unregulated fishing and refrain from introducing new such subsidies, recognizing that appropriate and effective special and differential treatment for developing and least developed countries should be an integral part of the World Trade Organization fisheries subsidies negotiation¹⁶</p>
<p>14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 By 2030, increase the economic benefits to small island developing States and least developed countries from the sustainable use of marine resources, including through sustainable management of fisheries, aquaculture and tourism</p>
<p>14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。 Increase scientific knowledge, develop research capacity and transfer marine technology, taking into account the Intergovernmental Oceanographic Commission Criteria and Guidelines on the Transfer of Marine Technology, in order to improve ocean health and to enhance the contribution of marine biodiversity to the development of developing countries, in particular small island developing States and least developed countries</p>
<p>14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。 Provide access for small-scale artisanal fishers to marine resources and markets</p>
<p>14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。 Enhance the conservation and sustainable use of oceans and their resources by implementing international law as reflected in the United Nations Convention on the Law of the Sea, which provides the legal framework for the conservation and sustainable use of oceans and their resources, as recalled in paragraph 158 of “The future we want”</p>



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss

ターゲット	
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 By 2020, ensure the conservation, restoration and sustainable use of terrestrial and inland freshwater ecosystems and their services, in particular forests, wetlands, mountains and drylands, in line with obligations under international agreements
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 By 2020, promote the implementation of sustainable management of all types of forests, halt deforestation, restore degraded forests and substantially increase afforestation and reforestation globally
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 By 2030, combat desertification, restore degraded land and soil, including land affected by desertification, drought and floods, and strive to achieve a land degradation-neutral world
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。 By 2030, ensure the conservation of mountain ecosystems, including their biodiversity, in order to enhance their capacity to provide benefits that are essential for sustainable development
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 Take urgent and significant action to reduce the degradation of natural habitats, halt the loss of biodiversity and, by 2020, protect and prevent the extinction of threatened species
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 Promote fair and equitable sharing of the benefits arising from the utilization of genetic resources and promote appropriate access to such resources, as internationally agreed
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 Take urgent action to end poaching and trafficking of protected species of flora and fauna and address both demand and supply of illegal wildlife products
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 By 2020, introduce measures to prevent the introduction and significantly reduce the impact of invasive alien species on land and water ecosystems and control or eradicate the priority species
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。 By 2020, integrate ecosystem and biodiversity values into national and local planning, development processes, poverty reduction strategies and accounts
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 Mobilize and significantly increase financial resources from all sources to conserve and sustainably use biodiversity and ecosystems
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。 Mobilize significant resources from all sources and at all levels to finance sustainable forest management and provide adequate incentives to developing countries to advance such management, including for conservation and reforestation
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。 Enhance global support for efforts to combat poaching and trafficking of protected species, including by increasing the capacity of local communities to pursue sustainable livelihood opportunities



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>



ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels

ターゲット	
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 Significantly reduce all forms of violence and related death rates everywhere
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 End abuse, exploitation, trafficking and all forms of violence against and torture of children
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 Promote the rule of law at the national and international levels and ensure equal access to justice for all
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 By 2030, significantly reduce illicit financial and arms flows, strengthen the recovery and return of stolen assets and combat all forms of organized crime
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 Substantially reduce corruption and bribery in all their forms
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 Develop effective, accountable and transparent institutions at all levels
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 Ensure responsive, inclusive, participatory and representative decision-making at all levels
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 Broaden and strengthen the participation of developing countries in the institutions of global governance
16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 By 2030, provide legal identity for all, including birth registration
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 Ensure public access to information and protect fundamental freedoms, in accordance with national legislation and international agreement
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 Strengthen relevant national institutions, including through international cooperation, for building capacity at all levels, in particular in developing countries, to prevent violence and combat terrorism and crime
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 Promote and enforce non-discriminatory laws and policies for sustainable development



最終更新日: 2019年8月

国連統計部の以下の URL に掲載されている指標を総務省で仮訳した。
<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

仮訳

ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development

ターゲット
<p>資金/Finance</p> <p>17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。 Strengthen domestic resource mobilization, including through international support to developing countries, to improve domestic capacity for tax and other revenue collection</p>
<p>17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。 Developed countries to implement fully their official development assistance commitments, including the commitment by many developed countries to achieve the target of 0.7 per cent of gross national income for official development assistance (ODA/GNI) to developing countries and 0.15 to 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries; ODA providers are encouraged to consider setting a target to provide at least 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries</p>
<p>17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。 Mobilize additional financial resources for developing countries from multiple sources</p>
<p>17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。 Assist developing countries in attaining long-term debt sustainability through coordinated policies aimed at fostering debt financing, debt relief and debt restructuring, as appropriate, and address the external debt of highly indebted poor countries to reduce debt distress</p>
<p>17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。 Adopt and implement investment promotion regimes for least developed countries</p>
<p>技術/Technology</p> <p>17.6 科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。 Enhance North-South, South-South and triangular regional and international cooperation on and access to science, technology and innovation and enhance knowledge sharing on mutually agreed terms, including through improved coordination among existing mechanisms, in particular at the United Nations level, and through a global technology facilitation mechanism</p>
<p>17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。 Promote the development, transfer, dissemination and diffusion of environmentally sound technologies to developing countries on favourable terms, including on concessional and preferential terms, as mutually agreed</p>
<p>17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。 Fully operationalize the technology bank and science, technology and innovation capacity-building mechanism for least developed countries by 2017 and enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology</p>
<p>能力構築/Capacity-building</p> <p>17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。 Enhance international support for implementing effective and targeted capacity-building in developing countries to support national plans to implement all the Sustainable Development Goals, including through North-South, South-South and triangular cooperation</p>

<p>貿易/Trade</p> <p>17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。 Promote a universal, rules-based, open, non-discriminatory and equitable multilateral trading system under the World Trade Organization, including through the conclusion of negotiations under its Doha Development Agenda</p>
<p>17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。 Significantly increase the exports of developing countries, in particular with a view to doubling the least developed countries' share of global exports by 2020</p>
<p>17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。 Realize timely implementation of duty-free and quota-free market access on a lasting basis for all least developed countries, consistent with World Trade Organization decisions, including by ensuring that preferential rules of origin applicable to imports from least developed countries are transparent and simple, and contribute to facilitating market access</p>
<p>体制面/Systemic issues</p> <p>政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence</p> <p>17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。 Enhance global macroeconomic stability, including through policy coordination and policy coherence</p>
<p>17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 Enhance policy coherence for sustainable development</p>
<p>17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。 Respect each country's policy space and leadership to establish and implement policies for poverty eradication and sustainable development</p>
<p>マルチステークホルダー・パートナーシップ/Multi-stakeholder partnerships</p> <p>17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。 Enhance the Global Partnership for Sustainable Development, complemented by multi-stakeholder partnerships that mobilize and share knowledge, expertise, technology and financial resources, to support the achievement of the Sustainable Development Goals in all countries, in particular developing countries</p>
<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 Encourage and promote effective public, public-private and civil society partnerships, building on the experience and resourcing strategies of partnerships</p>
<p>データ、モニタリング、説明責任/Data, monitoring and accountability</p> <p>17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。 By 2020, enhance capacity-building support to developing countries, including for least developed countries and small island developing States, to increase significantly the availability of high-quality, timely and reliable data disaggregated by income, gender, age, race, ethnicity, migratory status, disability, geographic location and other characteristics relevant in national contexts</p>
<p>17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。 By 2030, build on existing initiatives to develop measurements of progress on sustainable development that complement gross domestic product, and support statistical capacity-building in developing countries</p>